

平成27年9月15日

特定保健用食品の表示許可に係る消費者委員会への諮問について

消費者庁では、本日、特定保健用食品の表示許可に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

今回、諮問を行ったのは別紙の10件の案件で、今後、消費者委員会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会において、審査手続が開始されることとなります。

なお、これらの情報の公表については、申請者の了解を得ています。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 松原、中尾
TEL : 03-3507-9222 (直通)
FAX : 03-3507-9292

	申請者	関与成分	食品形態	申請された保健の用途
1	花王株式会社	クロロゲン酸類	清涼飲料水	血圧が高めの方、体脂肪が気になる方に適する旨を特定の保健の用途とする食品
2	花王株式会社	クロロゲン酸類	清涼飲料水	血圧が高めの方、体脂肪が気になる方に適する旨を特定の保健の用途とする食品
3	フジッコ株式会社	大豆イソフラボン	清涼飲料水	骨の健康が気になる方に適する旨を特定の保健の用途とする食品
4	サントリー食品インターナショナル株式会社	ケルセチン配糖体	清涼飲料水	体脂肪が気になる方の健康の維持・増進に役立つ旨を特定の保健の用途とする食品
5	雪印メグミルク株式会社	ガセリ菌SP株 ビフィズス菌SP株	はっ酵乳	腸内環境の改善に役立つ旨を特定の保健の用途とする食品
6	アサヒ飲料株式会社	難消化性デキストリン	清涼飲料水	血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立つ旨を特定の保健の用途とする食品
7	麒麟ビバレッジ株式会社	難消化性デキストリン	清涼飲料水	脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立つ旨を特定の保健の用途とする食品
8	麒麟ビバレッジ株式会社	難消化性デキストリン	清涼飲料水	脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立つ旨を特定の保健の用途とする食品
9	麒麟ビバレッジ株式会社	難消化性デキストリン	清涼飲料水	脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立つ旨を特定の保健の用途とする食品
10	麒麟ビバレッジ株式会社	難消化性デキストリン	清涼飲料水	脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立つ旨を特定の保健の用途とする食品